**令和5年度　第1回大阪府青少年健全育成審議会　　議事概要**

* 日　時　　令和5年8月8日（火）15時から16時30分まで
* 場　所　　大阪府男女共同参画・青少年センター　5階　大会議室２
* 出席者　　加治木委員、亀岡委員、木村委員、草島委員、小池委員、佐古委員、杉江委員、竹内委員、

角田委員、豊田委員、橋本委員、八山委員、二村委員、前田委員、山木委員、山田委員、吉田委員、𠮷野委員（五十音順）

* 内　容

【事務局】

ただいまから、令和5年度第1回、大阪府少年健全育成審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます大阪府子ども青少年課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

今回はこちらの会場とオンラインのハイブリッド開催をしておりますので、ご協力ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、大阪府福祉部子ども家庭局長からご挨拶を申し上げます。

【局長】

　本日は皆様お忙しい中、また大変暑い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨今の青少年を取り巻く状況といたしましては、若者の自殺や児童虐待、性被害などの事件事故が後を絶たないという悲しい状況がございます。大阪の少年非行の状況につきましては、令和4年中の刑法犯、検挙補導人員が2188人と前年と比べまして、残念ながら214人増加をいたしております。平成23年以降続いておりました減少傾向が、11年ぶりに増加したという状況でございます。

また、ＳＮＳを通じて知り合った人に騙されたり脅されたりした児童が自分の裸体を撮影し、メールで送るなど、ＳＮＳを利用して犯罪被害に遭った府内の児童数は172人で、これも前年から約21％増加をしております。

こういった厳しい状況のもと、青少年を性被害から守るという観点から、刑法の一部を改正する法律案が6月に可決成立し7月に施行をされたところでございます。

本日はこの後の刑法改正に伴う特別部会の設置と、子ども家庭施策審議体制の充実について、事務局からご説明をさせていただきます。

様々なご意見をいただければと存じますので、審議会の運営にご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。【事務局】

本審議会委員の総数は24名で、本日ご出席の委員は、会場15名、オンライン3名、合計18名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第5条第2項の規定により会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

本審議会につきましては、平成23年6月28日の審議会での決定通り、基本的には公開とし、審議事項に個人情報を扱う場合につきましては、非公開といたします。

本日の資料につきましては、受付で配布しました配席図、そして封筒の中に次第、そして次第の配布資料に記載の資料1から資料3、そして参考資料1から参考資料4を配付いたしております。

本日ご出席の委員の皆様のご紹介は、時間の都合上、お手元にお配りしております参考資料1の委員名簿および配席図で代えさせていただきます。

なお、今年度につきましては、大阪府議会常任委員会の改選があり、新たに加治木委員、杉江委員、岡沢委員が審議会に加わっていただきました。

また、青少年関係団体からは、吉野委員、関係行政機関からは山木委員に新たに審議会に加わっていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って議事を進行してまいりたいと存じます。

この後の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

会長よろしくお願いいたします。

【会長】

皆様のご協力をいただきながら審議会を運営していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では早速ですが、議題1の刑法の改正に係る特別部会の設置について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

子ども家庭局子ども青少年課でございます。

私の方から資料１、刑法改正に伴う特別部会の設置についてご説明させていただきます。

今回、青少年を性被害から防止する観点から、刑法改正が行われました。具体的には、１76条強制わいせつ、１７７条強制性交、１78条準強制わいせつおよび準強制性交等は、１76条不同意わいせつ、177条不同意性交に名称変更されました。

また、176条１77条において、不同意性交の年齢が13歳から16歳に引き上げられました。

この性交同意年齢とは性的な行為を自分で意思決定できる年齢のことです。改正前は、同意の有無を問わず13歳未満に性交等をした人は罪に問われていましたが、改正後は、性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げられましたので、16歳未満に性交等をした人が罪に問われます。

今回は刑法改正のために、大阪府青少年健全育成条例に影響があるのが、第４4条の「子どもの性的虐待の記録に係る努力義務」となります。

44条を読み上げさせていただきます。「事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部または一部を視覚により認識できる方法により描写した写真、電磁的記録（＝データ）に係る記録媒体その他のものを製造し、および販売しないように努めなければならない。」とあります。

性的虐待の記録に当たる各号についてですが、（1）の１号は刑法176条から１79条までの規定に該当する行為ですので、先ほどご説明した刑法の改正個所となります。性的虐待の記録にあたるものですが、1号については、刑法176条から第1７9条までの規定、6号につきましては、13歳未満の青少年が水着下着等を着用した状態で陰部または臀部を強調した姿勢をとらせる行為でございます。7号については13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ずに、または当該青少年を威圧し欺き若しくは困惑させて当該青少年が水着、下着を着用した状態で陰部又は臀部を強調した姿勢を取らせる行為です。この6号と7号の違いにつきましては同意の有無となります。具体的には、6号は「13歳未満は同意の有無を問わず、こうした姿勢を取らせる行為を記録してはならない」ということでございます。一方7号は、「13歳以上1８歳未満の青少年の同意を得ずにこうした姿勢をとらせる行為を記録してはならない」ということでございます。

刑法において被害者の年齢により、同意の有無が犯罪の構成要因となっていますので、13歳未満と13歳以上、18歳未満を区分して条例では定義しております。

この条例の6号、７条については、刑法の性交同意年齢である13歳を参考にして当時規定整理をさせていただきましたが、今回の刑法改正で、性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げられたことを踏まえ、引き続き刑法を参考に、こちらの条例を16歳に改正するかどうかというところについて検討する必要がございます。

その他、国の法制定の関係では、刑法の改正の他に「撮影罪」が新設されております。平成29年度に刑法が改正された折にも特別部会を設置し、条例改正についてのご議論をしていただきました。

したがいまして、今回、様々な観点から細部について議論を深めていかなければならないこと、また刑法改正や撮影罪の新設について各種解説が現時点で公表されていないことから、大阪府青少年健全育成審議会規則第6条第2項に基づいて、特別部会を設置し、専門的な立場から集中的に特別部会の皆様にご議論いただければと考えております。

特別部会における今後のスケジュールですが、8月22日に特別部会を開催させていただきます。特別部会は二、三回程度を10月までに開催する想定でございます。そして、10月あるいは1１月に特別部会の審議結果をこの本審で、報告し、条例改正する場合は2月議会に上程したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

　ありがとうございました。

事務局から説明いただきましたように、今般、刑法が改正され、罪名だけではなく、条文の中身が変わりました。

　性交同意年齢も13歳から16歳へ引き上げられるなど、諸々の改正がありましたが、施行されてまだ1ヶ月も経っていない状況ですので、この刑法改正の詳細につきましては、今後出される各種解説も踏まえつつ、様々な観点から細部について議論を深めていかなければなりません。

　つきましては、専門的な立場から集中的に議論を行うため、大阪府青少年健全育成審議会規則第6条第2項に基づいて、特別部会を設置して、そこで議論をしていただくということにしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

【委員】

（同意）

【会長】

異議なしとして、当審議会に特別部会を設置することにいたします。なお特別部会の公開非公開につきましては、平成23年6月28日の審議会決定通り、基本的には公開。ただし、審議事項に個人情報等を扱う場合非公開とし、その決定権限を部会長に委ねることといたします。

特別部会に属していただく委員についてですが、審議会規則第6条第3項および第4項に基づいて、審議事項に係る専門的な分野からご意見をいただくという観点で、会長である私から指名をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

（同意）

【会長】

　まず、学識経験者から、児童福祉、刑法、法律人権、あるいは教育一般の各専門分野から意見をいただくという観点で、角田委員、豊田委員、八山委員、私（橋本）です。

　次に関係協会の代表から、山田委員には、電気通信事業者協会の観点からご意見をいただきたいと思います。それから吉田委員には、日本雑誌協会の観点からご意見をいただきたいと思っております。

部会長でございますが、豊田委員にお願いしたいと思います。

ただいま指名させていただきました委員の方々には、部会の適正かつ円滑な運営にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、今回指名していない委員につきましても議論が進む中で、ご協力をいただく場面が出てきましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

ご意見等ございましたら、随時事務局に連絡いただきたいと思います。今までのことについて何かご意見、ご質問ございますか。

では、今回特別部会の部会長をお願いしますので、一言お願いしてよろしいでしょうか

【委員】

専門が刑法ですので、部会長を仰せつかりました。少しでも皆様の役に立てますよう、尽力したいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

　では、次の議題２に移りますがよろしいですか。

「子ども家庭施策審議体制の充実・大阪府子ども家庭審議会の設置」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料３、子ども家庭施策審議体制の充実（大阪府子ども家庭審議会の設置）について、ご説明します。

大阪府では国が、令和５年度当初に「子ども家庭庁」を設置することを見据え、令和4年度当初、福祉部に子ども家庭局を設置し、児童福祉法の児童に加え、18歳以上の青年期も含めた一体的な施策推進体制を確立し、子ども青少年の視点、子育て当事者の視点に立った子ども家庭施策を進めております。

そのような中、国においては、これまで別々に作られてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の三つの大綱が束ねられ、こども大綱に一元化されるなど、これまで以上に総合的かつ立体的に子ども施策を進めていくことが求められております。

現在、子ども家庭局では、下の表の左側に記載の通りに、三つの審議会、社会福祉審議会、子ども施策審議会、青少年健全育成審議会を活用して、児童福祉に関する事項や認定こども園、子どもの貧困に関する事項、また本審議会の青少年施策に関する事項などを調査していただいておりますが、子ども家庭施策に関する調査審議を一体的に総合的に行うことができないなどの課題がございます。

今回、これらを解消するために、統合できる部分につきましては整理・統合を行いまして、新たに児童福祉法上の審議会にあたる子ども家庭審議会を設置し、令和7年度から（仮称）大阪子ども計画の策定に関する調査審議をはじめ、子ども家庭施策に関する調査審議を一体的・総合的に行うために、審議体制の充実を図るものでございます。

なお、本審議会、青少年健全育成審議会の調査審議事項のうち、◆の青少年健全育成条例に基づく規制、また同じく◆の青少年問題協議会機能につきましては、引き続き青少年健全育成審議会で調査、審議いただくことになります。

これは青少年健全育成条例に基づく規制等に関する審議につきましては、上位法令がない中で、罰則を伴う規制を条例上規定するといった特殊内容であり、青少年健全育成に関する専門性を有する一定数の委員参画の審議、議決が必要であることから、これらの委員を含め、上記の審議を子ども家庭審議会へ含めますと、子ども家庭審議会の規模が過大となる上に、迅速な召集審議議決が困難となるため、この◆につきましては引き続きこの本審議会でご議論をいただきたいと考えております。

一方、子ども家庭審議会の、◇青少年施策とありますが、こちらにつきましては新設の子ども家庭審議会へ統合します。

この理由としては、子どもが生まれてから青少年への成長を、一体的総合的に「子ども施策」として議論するために、子ども家庭審議会を新設します。

大阪府子ども計画において、青少年施策の計画策定業務につきましては、この子ども家庭審議会で一体的に議論することを予定しております。

なお、子ども家庭審議会の委員の方につきましては現在検討しておりまして、個別に依頼するとしておりますが、子ども家庭審議会において青少年施策も含めて審議を行っていただきますことから、両審議会の連携を考慮しまして、青少年健全育成審議会の一部の委員に、子ども家庭審議会の併任をお願いすることとしております。

続きまして資料上段の右側のスケジュールでございます。

現在、本審議会を含む三つの審議会に対して、順次、審議体制についてご説明させていただいておりますが、その後、大阪府議会令和5年9月定例会に関連条例議案を上程させていただく予定としております。

当定例会におきまして、条例議案を原案通り議決いただきました場合、令和6年度から子ども家庭審議会を設置し、当審議会及び設置される大阪府子ども計画策定専門部会にて大阪府子ども計画について審議していただく予定としております。

なおその他の関連条例の制定改正廃止概要につきましては、資料をご覧いただければと存じます。

どうぞよろしくお願いします。

【会長】

　今の事務局の説明に対してご意見、ご質問がおありでしたら、お願いいたします。もし、ないようでしたら、私から、確認の意味を込めて質問させていただきます。

今の説明ですと、「国が子ども家庭庁を設置とのことで、子どもから青少年にかけての審議を一体的に進めることになった。それにあわせて府も同じように一体的に進めたい。そのためには、三つある審議会を「整理していきたい」ということですよね。本来だと一つにまとめたらよかったのでしょうが、今も説明がありましたように、そうするとなかなか規模が大きくなりすぎて、機動性に欠けるので、やむなく２つの審議会は残して、この青少年健全育成審議会の３つある機能の１つを消して２つ残すということにする、と。

青少年健全育成条例に基づく規制等はここに残るのですが、一方で青少年施策が、子ども家庭審議会に統合されるということです。

ただ、この審議会でも規制や青少年施策についての基本的な考え方というのも当然議論しますよね。

そこで、青少年健全育成審議会で行われた議論がちゃんと子ども家庭審議会に反映されるのかどうか改めてお伺いをしたい。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。

まず子ども家庭審議会で、計画策定業務等の議論状況につきましては、しっかりと本審議会、青少年健全育成審議会の方に情報共有、情報提供させていただきますとともに、現在、委員の構成については検討中でありますが、新しく設置される子ども家庭審議会の方に、この審議会の委員の皆様の一部を併任していただきまして、青少年健全育成審議会で出た議論を、その併任されている方から子ども家庭審議会の方でも、ご議論いただくことにより本審議会の意見を、全体の計画の方にも反映するということをしてまいりたいと思っております。

【会長】

わかりました。

ここでの議論が子ども家庭審議会で反映されると。その担保として併任をするってことですね。

ここの委員さんの中から、何人かわかりませんが数名が、併任で子ども家庭審議会にも出るということですね。

【事務局】

その通りでございます。

【会長】

任命された方は大変ですけど、またよろしくお願いいたします。

他に何か質問ございませんか。

【委員】

これは今諮られているということでしょうか。審議会のメンバーに、こども家庭審議会の設置の可否を聞かれているということなのか。「報告」という受け止めでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、お答えします。報告ということでございます。

青少年健全育成審議会には青少年施策というものが入ってございましたが、今後、青少年施策につきましては、子ども家庭審議会ができたらそちらでご議論いただくという報告とさせていただきます。

【委員】

はい。わかりました。

【会長】

ありがとうございます。他委員からほかの方はございませんか。

よろしいでしょうか。

では、今ご報告いただいたことを踏まえて、大阪府において引き続き取り組んでいただきたいと思います。

委員の皆様ありがとうございました。

続いてその他報告事項について、事務局からご報告はございますか。

【事務局】

　我々の方からヤングケアラーの取り組みについて報告させていただきたいと思います。

参考資料の3と4が関連する資料でございます。令和3年度、当審議会におきまして、青少年の新たな課題でありますヤングケアラーについて、審議会の開催時には、大阪府のヤングケアラーの支援に関する取り組みのご案内、報告をすることとしております。

まず本府におきましては、ヤングケアラー支援を総合的に推進するため令和3年9月、庁内にヤングケアラー支援関係課長会議を設置するとともに、令和４年3月にヤングケアラー支援推進指針を策定しまして、取り組みを進めているところでございます。

昨年度令和4年度の主な取り組みとしましては、ヤングケアラー支援関係課長会議を8月と2月の2回開催いたしました。会議の内容につきましては参考資料3をご参照いただければと思います。

特に、第2回会議時に参加者団体の方から、体験談や子ども支援について聴取する機会を設けまして、各関係課や関係機関の取り組みの参考になるようにいたしました。

令和5年の庁内関係課長会議におきましては、今月8月の末に、第1回の開催を予定しておりまして、庁内のヤングケアラー支援関連施策の共有、市町村支援に関する調査結果の報告等を予定しております。

またヤングケアラー対策を進める上で、法制化が不可欠と考えておりまして、昨年7月に続きまして、本年７月にも国に対して、ヤングケアラー支援の早期の法整備および法に基づく内容等について要望いたしました。

要望資料につきましては参考資料の４として抜粋版をお配りしておりますので、ご参照いただければと思います。

現状、法制化は実現しておりませんので、引き続き国への要望を行ってまいりたいと考えております。

大阪府におけるヤングケアラー支援につきまして、これまでの取り組みを踏まえて、庁内関係部局と市町村と連携した取り組みを進めてまいります。

ヤングケアラー支援に関する報告は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

今年から新たに委員になられた方もいらっしゃるため補足します。青少年健全育成という観点からヤングケアラーが何度か審議会で話題になったため、事務局から庁内の取組みの進捗状況を報告していただくということになりました。

今、説明いただいたことに対してご質問ご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

はい。参考資料3の「府立高校におけるヤングケアラーに関する取り組みについて」ということで、去年の9月～10月にかけて第1回目の生徒へのアンケート調査がありました。このときはまだ、自分がヤングケアラーに該当するかどうかということを子どもたちが判断できるだけの事前の説明が十分に行き届いておらず、アンケートの回答率も十分でなかった（19.7％）ため、「世話をしている家族がいる」と回答した大阪府の高校生は、国が公表した統計よりも全日制高校で1.６ポイント高い５.７％で、定時制・通信制なども含めた府立高校全体では６.５％でした。

今年度はさらに精度を上げた調査とすべく、事前に子どもたちにしっかりと働きかけをして、できるだけ全員がアンケートに答えてくれるように調査を行った結果（回答率74.0％）、「世話をしている家族がいる」と回答した高校生が府立高校全体で11.4％にのぼり、SSWや様々な方の意見をいただきながら、大阪府立学校でも支援につなぐための取り組みを進めているところです。

【会長】

　今の報告も含めまして、何かご質問や意見はございせんか。

【委員】

　はい。私は今、大学で教育学や生徒指導を担っております。私も元々中学校の教員でしたので、教員時代を思いだすと、あの子はヤングケアラーだったのではないか、と思う子がたくさん浮かびます。子どもたち自身自分がヤングケアラーと分からずに家事の負担を行っている悲しい現状なのだと思います。だから、まず子どもたちに対する周知をお願いしたい。

例えば「デートＤＶ」という言葉を子ども達は知らない。ところが、その言葉を子ども達に教えたら、「私デートＤＶ受けているわ」と気が付く。

しかし、「デートＤＶ」についていろんな場所で啓発活動を行っていくと、寝た子を起こすなとか、性的なことを教えるのはタブーだとか言われることもある。同様に、ヤングケアラーについても、親の面倒見て何が悪いんだ、とかつて地域のお父さんに怒られたことがありました。

このように、このような調査や啓発を行うときは、学校側にいろんな圧力が掛かって来ると予想される。その中で、大阪府の審議会から、「ヤングケアラー支援」が重要と発信し、共有することは社会的に意味があることだと思います。知らない言葉が言葉になって、それで救われる子っていっぱいいますよね。

実は学校現場の先生方は、地域のお父さんお母さんとか、自治会長に近いと言われたら弱いと思う。

だからこういう審議会議で取り上げられたことを学校現場でやっているという方が、先生方は地域や保護者に向けてすごくやり易いのではないかと思います。

【委員】

先生には、いつもＳＮＳやネットの使い方で、小学校から高校まで、子どもたちが自分ごととして捉えながら、研究発表する場を作っていただきまして、本当にありがたく思っています。

教員の方が、最初は子どもたちにこういったことを伝えることでかえって傷つけないかなど、先読みで気にかけていた部分がありましたが、「ヤングケアラー」という問題に触れていかないと進まない、ということで、今は割と教員のハードルも下がり、子どもたちに調査に回答してもらうように働きかけていると感じます。

【会長】

ありがとうございました。現場の声が浮かび上がるような議論があり、先生のご指摘はすごく良かったと思います。

ヤングケアラーについて他の意見とか、よろしいでしょうか。今いただいたご意見もまた事務局の方で受け止めていただけたらと思います。

議事は以上と伺っています。では、進行を事務局にお願いしようと思います。

【事務局】

会長、議事をご進行いただきありがとうございました。

また、委員の皆様にはご審議いただきありがとうございました。

それではこれをもちまして令和5年度第1回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議事終了後、以下について報告及びご意見あり

〇OSAKAスマホアンケート2023の結果報告

〇インターネットにおける性に関する情報の氾濫と教育現場の乖離について

〇家庭における保護者のゲーム課金について

〇子ども・若者のゲーム課金、推し（応援しているアイドル等）への課金について